

生駒市規則第9号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する規則（平成11年4月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。